## 名護市教育委員会議事録

| 会議名  | 第 296 回名護市教育委員会定例会    |                                   |               |   |
|------|-----------------------|-----------------------------------|---------------|---|
| 開催日時 | 令和2年2月18日(            | (火) 開会 18                         | 5:30 閉会 17:05 |   |
| 開催場所 | 名護市役所 庁議室             |                                   |               |   |
| 出席者  | 教育長<br>委員<br>委員<br>委員 | 岸本 敏 孝<br>大城千代子<br>名嘉チエミ<br>大 城 享 |               | 石川達義<br>仲井間修<br>仲宗根勝也<br>玉城利和<br>ほか担当職員 |
| 欠席者  | 委員(教育長職務代理者)          | 照屋 厚                              |               |   |

## 1 議案

議案第 1号 名護市教育委員会教育長職務代理者の指名及び事務委任等に関する規則 の制定について

議案第 2号 令和2年度名護市教育委員会重点施策の策定について

議案第 3号 令和2年度県費負担教職員定期人事異動(管理職・一般)の内申について ※ 秘密会

議案第 4号 令和2年度教育委員会組織編成方針について 議案第 5号 令和2年度教育委員会人事異動方針について

## 2 内容

・議案第 1号 名護市教育委員会教育長職務代理者の指名及び事務委任等に関する規則の制定について

## ((教)総務課総務係長より説明)

委員:この規則では任期は1年ではなく、次の指名があるまでずっとということになる。 職務代理者のまま任期を終える可能性もあるということか。

(教)総務課総務係長:今までの慣例としては職務代理者のまま任期を終えることもあったが、今回任期を定めていないのは、タイミングを見計らって適切な時期に指名できるようにするためである。

委員:これまでの職務代理者が教育長の代理として実際に職務を行ったことはあるか。

(教)総務課総務係長:行事への代理出席・挨拶などはあるが、実際の事務処理上の決裁などの代理を行ってもらったことはない。

委員:会議などはどうするのか。

(教)総務課総務係長:実務の部分となるので、詳細について把握していないと会議への参加も難しいため、教育長不在で会議が必要になる場合には、教育次長へ事務委任してもらうのが現実的かと考える。また、職務代理者ということで、他の教育委員の皆様よりは行事等に参加していただく可能性がある。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第 2号 令和2年度名護市教育委員会重点施策の策定について

((教)総務課長より説明)

委員:子どもたちの成長は1日1日が勝負で、学校現場も日々の教育を頑張っているのに、 人生100年時代を見据えた計画を重点施策に掲げても違和感が否めない。

(教)総務課長:本重点施策で掲げている人生 100 年時代というのは、社会教育の分野にあたる。

教育次長:名護市教育委員会の重点施策ということで、教育委員会の教育の中には学校教育だけではなく、社会教育や地域協働の話もあるので、全部網羅する必要があるのでこのような施策となる。

委員:年金問題での人生 100 年時代という使われ方がインパクトがあるので、この施策での文言の使い方が、悠長に感じられ、日々の教育現場にそぐわない気がする。

(教)総務課長:子どもたちのことについては、基本方針の1で「急速な技術革新やグローバル化の進展、社会構造の変化など予測困難な社会において」と触れているので、その部分で施策に反映させている。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第 3号 令和2年度県費負担教職員定期人事異動(管理職・一般)の内申について ※ 秘密会

(学校教育課長より説明)

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第 4号 令和2年度教育委員会組織編成方針について

((教)総務課長より説明)

委員:この方針を定めることで、役所が弱いと言われる部分の横の連携と、首尾一貫した 指示命令系統の下の統一的な業務体制がしっかりととられるようにしてもらいたい。

委員:GIGA スクール構想で、PC 端末と通信ネットワークを一体的に整備するための体制強化とあるが、組織を作るということか。

(教)総務課長:現在学校現場のネットワーク等の不具合が出た場合、1人の非常勤職員が担当して学校を回っている状態を踏まえて、今後1人1台となった場合に対応できるように職員を1人でも多く配置したいと考えている。

委員:人の配置は急務だと思う。また、首長部局の協力はないのか。

(教)総務課長:教育情報化推進計画も策定中なので、それについて首長部局の ICT 関連部署の協力を仰ぎながら策定していきたい。

委員: それこそ ICT に特化した組織・人材が必要ではないか。人と物を同時に整備していかないと、学校現場で有効に使いきれない。

(教)総務課長:学校教育課と教育施設課が担当となるので、そこで一体的に整備していき

たい。

委員:横断的な連携が不可欠である。

教育長:指導に当たる部分は学校教育課、ハード面の整備は教育施設課と一体的に取り組 んでいきたい。

教育次長:1人1台 PC 端末といっても LAN が整備されないと活用できないので、令和 2年度はまず校内 LAN の整備を進める。その後、PC 端末の整備となり、今後始まるプロ グラミング教育の中で学校教育課がタイアップしていく。

委員:ハード面の予算は国が負担だが、人の予算は市が負担になる。ハード面と人とどちらが先というのではなくて、同時に進めていかないといけない。体制強化というのであれば、しっかり予算を確保して、専任の人を配置すべき。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第 5号 令和2年度教育委員会人事異動方針について

((教)総務課長より説明)

委員:「会計年度任用職員制度」とは何か。

(教)総務課総務係長:これまでは臨時・嘱託職員という形で様々な業務を臨時的に行っていただいていた。国・県・市で様々な雇い方をしており、雇用の内容・基準について曖昧なまま運用されていたことから、地方自治法の改正が行われ、そこで基準等を明確にして業務内容と身分を限定的にしたものである。国として統一的に次年度から実施することから、他の地方自治体も次年度から取り組むこととなる。会計年度任用職員になると、給与表に基づく昇給も可能となる。これまでよりも格段に待遇が改善される。人材確保の面でも安定的に望める。その反面、市としてはかなりの財源の負担が生じる。だからこそ、効果的な人材の配置が求められる。また、会計年度任用職員にも毎年度評価を行う。これまでは3年を目安に雇用していたものが、3年を越えても公募という形で再度同じ職に申し込むことができ、評価を参考に再度任用ということもできるようになる。

委員:それは職員の3年異動との関連があるのか。

(教)総務課総務係長: そういうことではない。会計年度任用職員は基本、1年雇用となり、 年度毎の評価を受けて最大3年まで任用できる。そして、3年を越える場合も公募という 形にはなるが、能力を評価されて再度任用される可能性があるということである。

(採決の結果、原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸 本 教 為 作成職員 牛 上 友紀